

建設工事請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 着工 平成 年 月 日

至 完成 平成 年 月 日

4 請 負 代 金 額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)

5 請負代金の支払

前 払 金 額 ¥ 以内

中間前払金額 ¥ 以内

部分払回数 回 以内

6 契約保証金額

7 分別解体等の方法等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、本契約書の上記条件のほか、輪島市穴水町環境衛生施設組合財務規則（平成21年規則第5号）及び輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事標準請負契約約款（平成21年 告示第10号）によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により本契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 石川県輪島市門前町原1の15番地1
輪島市穴水町環境衛生施設組合
組 合 長 石 川 宣 雄

受注者

特約条項

1 中間前金払を適用する。

この場合において、工事請負契約約款第37条の規定は適用しない。

ただし、会計年度を越えて施工する必要のある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）について、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合に限り適用があるものとする。

2 部分払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第34条第3項及び第4項は適用しない。

(注) 契約の締結にあたっては、上記2つの条項のうち、請負者が選択しないものを2本線により削除すること。

本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合においても変更又は取り消すことができない。